

近畿中部防衛局達第13号

近畿中部防衛局の職員の勤務時間等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局の職員の勤務時間等に関する達

- 改正 平成22年 3月31日 近畿中部防衛局達第3号
- 改正 平成30年11月27日 近畿中部防衛局達第4号
- 改正 令和 3年 3月19日 近畿中部防衛局達第1号
- 改正 令和 4年 3月22日 近畿中部防衛局達第1号
- 改正 令和 6年 4月 1日 近畿中部防衛局達第2号

(通則)

第1条 近畿中部防衛局の職員及び、近畿中部防衛局に勤務する自衛官（以下単に「職員」という。）の勤務時間の管理等については、法令、防衛省訓令及びこれらに基づく通達に定めるもののほか、この達の定めるところによる。

(休暇等の承認等)

第2条 年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇（以下「休暇」という。）、育児時間の承認をする者及び早出遅出勤務の請求の申出があった場合に、公務の運営の支障の有無について通知をする者、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第44条第11項の規定により勤務日を休養日又は週休日に変更し当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務をすることを命ずる必要がある日に割り振る者及び勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振る者、代休日を指定する者（以下「休暇承認者」と総称する。）並びにこれらを受ける者は、次の表のとおりとする。

休暇承認者	受ける者
-------	------

近畿 中部 防衛局	局長	次長、部長、防衛補佐官、会計監査官、支局長及び事務所長（岐阜防衛事務所を除く。）
	部長	部次長、課長、報道官、訟務官、室長及び首席検査官
	課長	課の職員（課長を除く。）
東海 防衛 支局	支局長	次長、課長、報道官、首席検査官及び岐阜防衛事務所長
	課長	課の職員（課長を除く。）
防衛 事務所	事務所長	事務所の職員（事務所長を除く。）

（勤務時間管理員）

第3条 勤務時間管理員は、地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第9条、第14条、第25条又は第50条に定められた課の長若しくは第65条に定められた地方防衛事務所の長が指名するものとする。

（勤務時間報告書）

第4条 勤務時間報告書は、別記第1号様式によるものとする。

（超過勤務の命令等）

第5条 超過勤務、休日勤務、代休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務（以下「超過勤務等」という。）の命令を専決する者（以下「超過勤務等命令者」という。）及びこれを受ける者は、次の表1及び表2のとおりとする。なお、超過勤務等命令者が不在の場合は、その上位職の者を命令者とする。

表1（超過勤務）

超過勤務等命令者		命令を受ける者
近畿中部防衛局	課長	課の職員（課長及び室長を除く）

東海防衛支局	課長	課の職員（課長を除く）
防衛事務所	事務所長	事務所の職員（所長及び次長を除く）

表 2（休日勤務、代休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務）

超過勤務等命令者		命令を受ける者
近畿中部防衛局	局長	次長、防衛補佐官、会計監査官、部長、支局長、事務所長（岐阜防衛事務所長を除く）
	部長	課長、報道官、訟務官及び室長
	課長	課の職員（課長及び室長を除く）
東海防衛支局	支局長	課長、報道官及び岐阜防衛事務所長
	課長	課の職員（課長を除く）
防衛事務所	事務所長	事務所の職員（所長を除く）

2 超過勤務等命令者は、所属の職員に対し超過勤務等をさせる場合には、あらかじめ勤務時間管理員に別記第 2 号様式による超過勤務命令簿に所要の事項を記入させた上、自ら確認し、当該職員に通知しなければならない。
（管理職員特別勤務の命令等）

第 6 条 管理職員特別勤務の命令をする者又は当該命令を専決する者（以下この条において「管理職員特別勤務命令者」という。）及びこれを受ける者は、次の表のとおりとする。

管理職員特別勤務命令者		受ける者
近畿	局長	次長、部長、防衛補佐官、会計監査官、支

中部 防衛局		局長及び事務所長(岐阜防衛事務所を除く。)
	部長	部次長、課長、報道官、訟務官及び首席検査官
	課長	室長
東海 防衛 支局	支局長	次長、首席検査官、課長、報道官及び岐阜防衛事務所長
防衛 事務所	事務所長	次長

2 管理職員特別勤務実績簿は、別記第3号様式によるものとし、管理職員特別勤務手当整理簿は、別記第4号様式によるものとする。

(出勤簿の取扱い)

第7条 勤務時間管理員は、正規の出勤時刻までに出勤した職員に「勤怠管理ツール」を使用し、別記第5号様式による出勤簿を自ら記入させるものとする。

2 勤務時間管理員は、正規の出勤時刻を経過した後、出勤していない者を確認し、出勤簿と休暇簿、旅行命令簿その他の必要な書類とを照合し、当該職員の「勤怠管理ツール」を使用し、その日の勤務に応じて出勤簿を整理するものとする。

(出勤簿等の保管)

第8条 外勤命令簿、超過勤務等命令簿、管理職員特別勤務実績簿、管理職員特別勤務手当整理簿、出勤簿は、勤務時間管理員が保管するものとする。

(時差通勤の運用について)

第9条 早出遅出勤務等の運用について(人1第6311号。18.6.30)に基づき近畿中部防衛局長が指定する隊員は、休暇承認者が指定する職員とする。(当該職員の執務状況を考慮して事務の連絡等職務の遂行に支障を生じないと認められる職員に限る。)

2 勤務時間管理員は、時差通勤の指定が行われたときは別記第6号様式に

記載の上、出勤簿の保管に準じて保管するものとする。

(委任規定)

第10条 この達の実施について必要な細部事項は、総務部長が定める。

附則

(施行期日)

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附則(平成21年近畿中部防衛局達第3号)

(施行期日)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成30年11月27日近畿中部防衛局達第4号)

(施行期日)

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附則(令和3年3月19日近畿中部防衛局達第1号)

(施行期日)

1 この達は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則(令和4年3月22日近畿中部防衛局達第1号)

(施行期日)

この達は、令和4年3月22日から施行する。

附則(令和6年4月1日近畿中部防衛局達第2号)

(施行期日)

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

勤務時間報告書

No

課係等		給与期間													備考										
		月		日		~		月		日															
番号	氏名	超過勤務						超勤代休時間			超勤代休時間の勤務			休日 の 支給 される 日の 勤務	夜間 勤務	宿直 勤務	日直 勤務	管理 職員 特別 勤務	特殊 勤務	減額 時間 数					
		100 100	125 100	135 100	150 100	160 100	175 100	+50	+25	+15	+50	+25	+15												
計																									
<p>この給与期間における超過勤務の時間その他の記録が正確かつ適法であることを証明します。</p> <p style="text-align:right;">勤務時間管理員 _____ 課 係 等 の 長 _____</p>																									

管 理 職 員 特 別 勤 務 実 績 簿

所属		官職名		氏名		指定職の項 適用職員	俸給の特別調整額 の区分 種	月 日変更 指定職・ _____種
年月日	勤務時間	休憩等時間	実働時間 (時間・分)	勤 務 内 容	理 由 等	確 認 欄		
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで						

管理職員特別勤務手当整理簿

局 (所)	課 (室)			給与期間 年 月 日 ー 日		
番 号	氏 名	種 別 等 の 区 分	管理職員特別勤務		管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 単 価 額	備 考
			$\frac{100}{100}$	$\frac{150}{100}$		
勤務時間管理員氏名 _____						

時差通勤による勤務時間の割り振り指定簿

年 月分

課(室)等名

氏名	勤務時間																															
	0930~1815																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	